

重要事項説明書（医療） おひさま訪問看護ステーション

1. 事業所の概要

名称：おひさま訪問看護ステーション	サービスの種類：訪問看護・介護予防訪問看護
住所：〒813-0044 福岡市東区千早 5-13-23-903	電話番号：092-609-9790
指定年月日：2024 年 4 月 1 日指定	管理者：黒田 幸恵
事業所番号：4060391838	地域：東区、糟屋郡新宮町、博多区の一部（吉塚、吉塚本町）

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医より訪問看護が必要と判断された利用者に対し、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで、ただし国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除く
営業時間	午前9時から午後6時まで

5. 事業所の職員体制

管理者兼看護師 1 名、看護師 2.5 名以上、作業療法士適当数、事務員 1 名

6. 利用料

利用料金表（別紙）参照（自己負担割合によって異なります）

7. 支払い方法

毎月月末締めとし、翌月に請求書をお送りし、支払いは翌月 27 日(27 日が土日・祝日の場合は翌営業日)に指定の銀行より引き落としとなります。請求書発行時に前月分の領収書を発行いたします。

請求金額が確定しない場合や引き落とし申請が間に合わない場合などは、繰越とさせて頂き、引き落としができる状態になりましたら、これまでの繰越金額とあわせて引き落としとなります。引き落としにつきましては、株式会社メディカルファイナンステクノロジーズの「医療費あと払い」サービスを利用します。(引き落としの際に、198 円（税込）が発生いたします。)

8. 事故発生および緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

9. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

おひさま訪問看護ステーション	受付時間 平日午前9時から午後6時
担当者：管理者 黒田 幸恵	電話番号 092-609-9790

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

各役場福祉・介護保険課	(東区福祉・介護保険課) 電話番号 092-645-1071 (新宮町健康福祉課) 電話番号 092-710-8286 (博多区福祉・介護保険課) 電話番号 092-419-1078
福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 092-642-7859

10. 秘密保持

(1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とします。

11. 虐待防止について

利用者の人権擁護・虐待防止のため、当事業所の支援・相談体制・検討委員会・研修等を整えるほか、措置を適切に実施するための担当者（管理者 黒田 幸恵）を設置します。また虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 身体拘束等の禁止

訪問看護を行うにあたって、利用者の生命または身体の保護を優先するための緊急時を除き、利用者への身体拘束は行わないこととします。緊急のやむを得ない理由により身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由、その他必要な事項を記録します。

13. 感染症対策

事業所において、感染症の発生、まん延防止のため、感染症対策の会議の開催、感染症対策の指針の整備、定期的な研修及び訓練を実施します。

14. 業務継続計画（BCP）

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に必要な研修及び訓練を実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	福岡県福岡市東区千早 5-13-23-903
事業者（法人）名	株式会社あおぞら	
説明者・氏名		

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所
氏名	
署名代行者（又は法定代理人）	
住所	
本人との続柄	
氏名	

訪問看護利用料金表（医療保険）

訪問看護基本療養費			算定料	
訪問看護基本療養費(I)	看護師、保健師、助産師の場合	週3日目まで	5,550円	
		週4日目以降	6,550円	
	准看護師の場合	週3日目まで	5,050円	
		週4日目以降	6,050円	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合		5,550円	
緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師の場合		12,850円		
訪問看護基本療養費(II)	看護師、保健師、助産師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	5,550円
			週4日目以降	6,550円
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	2,780円
			週4日目以降	3,280円
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	5,050円
			週4日目以降	6,050円
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	2,530円
			週4日目以降	3,030円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	同一建物、同一日2人	5,550円	
		同一建物、同一日3人以上	2,780円	
緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による訪問		12,850円		
訪問看護基本療養費(III)	指定訪問看護を受けようとする者（入院中のものに限る）であり、一時的に外泊をしている者（厚生労働大臣が定める者）		8,500円	
訪問看護基本療養費の加算				
乳幼児加算（6歳未満）		厚生労働大臣が定める者	1,800円	
6歳未満の利用者を対象として、訪問看護を実施した場合		上記以外の場合	1,300円	
長時間訪問看護加算 長時間の訪問看護が必要な状態で、1回の訪問看護が90分を超える場合			5,200円	
夜間早朝訪問看護加算 夜間（午後6時から午後10時まで） 早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を行った場合			2,100円	
深夜訪問看護加算 深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を行った場合			4,200円	
複数名訪問看護加算	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物2人以下	4,500円	
		同一建物3人以上	4,000円	
利用者またはその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	
		同一建物3人以上	3,400円	
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	
		同一建物3人以上	2,700円	
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日1回	同一建物2人以下	3,000円	
		同一建物3人以上	2,700円	
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日2回	同一建物2人以下	6,000円	
		同一建物3人以上	5,400円	
その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日3回以上	同一建物2人以下	10,000円		
	同一建物3人以上	9,000円		

（裏面へ）

訪問看護管理療養費		
月の初日の訪問の場合	機能強化型訪問看護管理療養費 1 から 3 まで以外の場合	7,670円
月の 2 日目以降の訪問の場合	訪問看護管理療養費 1	3,000円
訪問看護管理療養費の加算		
退院支援指導加算 退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400円
	上記以外の場合	6,000円
在宅患者連携指導加算 利用者又はその家族の同意を得て、訪問を行っている医療機関、調剤薬局等の医療関係職種間で、情報の共有を行い、それをもとに療養上必要な指導を行った場合		3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合		2,000円
退院時共同指導加算 退院・退所にあたって、訪問看護ステーションのスタッフが、入院・入所していた病院等の医師やスタッフとともに在宅での療養上必要な指導を行い、文書により提供した場合		8,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、その活用によって質の高い訪問看護を提供した場合		50円

その他の療養費	
訪問看護情報提供療養費 1、2、3 利用者の同意を得て、市町村・都道府県や保健所等、保健医療機関等に対して訪問看護に関する情報を提供した場合	1,500円

ベースアップ評価料	
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	780円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 (スコア 0 以上)	10円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 2 (スコア 1 5 以上)	20円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 3 (スコア 2 5 以上)	30円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 4 (スコア 3 5 以上)	40円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 5 (スコア 4 5 以上)	50円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 6 (スコア 5 5 以上)	60円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 7 (スコア 6 5 以上)	70円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 8 (スコア 7 5 以上)	80円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 9 (スコア 8 5 以上)	90円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 10 (スコア 9 5 以上)	100円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 11 (スコア 1 2 5 以上)	150円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 12 (スコア 1 7 5 以上)	200円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 13 (スコア 2 2 5 以上)	250円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 14 (スコア 2 7 5 以上)	300円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 15 (スコア 3 2 5 以上)	350円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 16 (スコア 3 7 5 以上)	400円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 17 (スコア 4 2 5 以上)	450円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 18 (スコア 4 7 5 以上)	500円

精神科訪問看護利用料金表（医療保険）

精神科訪問看護基本療養費				算定料	
精神科訪問看護基本療養費 (I)	看護師、保健師、作業療法士の場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	
			30分以上	5,550円	
		週4日目以降	30分未満	5,100円	
			30分以上	6,550円	
	准看護師の場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	
			30分以上	5,050円	
週4日目以降		30分未満	4,720円		
		30分以上	6,050円		
精神科訪問看護基本療養費 (III)	看護師、保健師、作業療法士の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	4,250円
			30分以上	5,550円	
		週4日目以降	30分未満	5,100円	
			30分以上	6,550円	
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	2,130円
				30分以上	2,780円
	週4日目以降		30分未満	2,550円	
			30分以上	3,280円	
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	3,870円
			30分以上	5,050円	
		週4日目以降	30分未満	4,720円	
			30分以上	6,050円	
同一建物、同一日3人以上		週3日目まで	30分未満	1,940円	
			30分以上	2,530円	
	週4日目以降	30分未満	2,360円		
		30分以上	3,030円		
精神科訪問看護基本療養費の加算					
長時間精神科訪問看護加算 長時間の訪問看護が必要な状態で、1回の訪問看護が90分を超える場合				5,200円	
夜間早朝訪問看護加算 夜間（午後6時から午後10時まで） 早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を行った場合				2,100円	
深夜訪問看護加算 深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を行った場合				4,200円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	
			同一建物3人以上	4,000円	
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	
			同一建物3人以上	8,100円	
		1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	
			同一建物3人以上	13,000円	
	利用者またはその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円
				同一建物3人以上	3,400円
			1日2回	同一建物2人以下	7,600円
				同一建物3人以上	6,800円
			1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円
				同一建物3人以上	11,200円
看護補助者、精神保健福祉士の場合			同一建物2人以下	3,000円	
			同一建物3人以上	2,700円	

(裏面へ)

訪問看護管理療養費		
月の初日の訪問の場合	機能強化型訪問看護管理療養費 1 から 3 まで以外の場合	7,670円
月の 2 日目以降の訪問の場合	訪問看護管理療養費 1	3,000円
訪問看護管理療養費の加算		
退院支援指導加算 退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400円
	上記以外の場合	6,000円
在宅患者連携指導加算 利用者又はその家族の同意を得て、訪問を行っている医療機関、調剤薬局等の医療関係職種間で、情報の共有を行い、それをもとに療養上必要な指導を行った場合		3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合		2,000円
退院時共同指導加算 退院・退所にあたって、訪問看護ステーションのスタッフが、入院・入所していた病院等の医師やスタッフとともに在宅での療養上必要な指導を行い、文書により提供した場合		8,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、その活用によって質の高い訪問看護を提供した場合		50円

その他の療養費	
訪問看護情報提供療養費 1、2、3 利用者の同意を得て、市町村・都道府県や保健所等、保健医療機関等に対して訪問看護に関する情報を提供した場合	1,500円

ベースアップ評価料	
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	780円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 (スコア 0 以上)	10円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 2 (スコア 1 5 以上)	20円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 3 (スコア 2 5 以上)	30円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 4 (スコア 3 5 以上)	40円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 5 (スコア 4 5 以上)	50円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 6 (スコア 5 5 以上)	60円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 7 (スコア 6 5 以上)	70円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 8 (スコア 7 5 以上)	80円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 9 (スコア 8 5 以上)	90円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 0 (スコア 9 5 以上)	100円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 1 (スコア 1 2 5 以上)	150円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 2 (スコア 1 7 5 以上)	200円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 3 (スコア 2 2 5 以上)	250円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 4 (スコア 2 7 5 以上)	300円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 5 (スコア 3 2 5 以上)	350円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 6 (スコア 3 7 5 以上)	400円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 7 (スコア 4 2 5 以上)	450円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 8 (スコア 4 7 5 以上)	500円